

「建築物の防火避難規定の解説 2023」の改定概要

「建築物の防火避難規定の解説 2023」では、先の「建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）」の発行（令和3年4月）から令和6年3月までに施行・発出された建築基準法令及び国土交通省告示、技術的助言等の主な内容を反映する他、以下の改定を行っています。

- ・「【参 13】平成 18 年（2006 年）～令和元年（2019 年）までの質問と回答（以後【参 13】質問と回答）」のうち、問合せや運用事例が多い／運用面で補足すべき／注意喚起が必要なものを本編に反映
- ・各本編に関連する「【参 13】質問と回答」の番号をページ下欄に記載
- ・全ページ欄外に書籍名を記載
- ・「【参 13】質問と回答」の追加掲載（令和5年度分まで）
- ・関連告示・参考の追加掲載、その他所要の修正等

＜本編の改定内容＞

以下、文中のページは「建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）」の該当ページを、文中の （二重下線）部分等は同書に追加修正等した箇所を表します。

●P1 1) サウナ室及び住宅の台所に関する防火避難規定上の非居室扱い

- ・解説9行目の文言整理

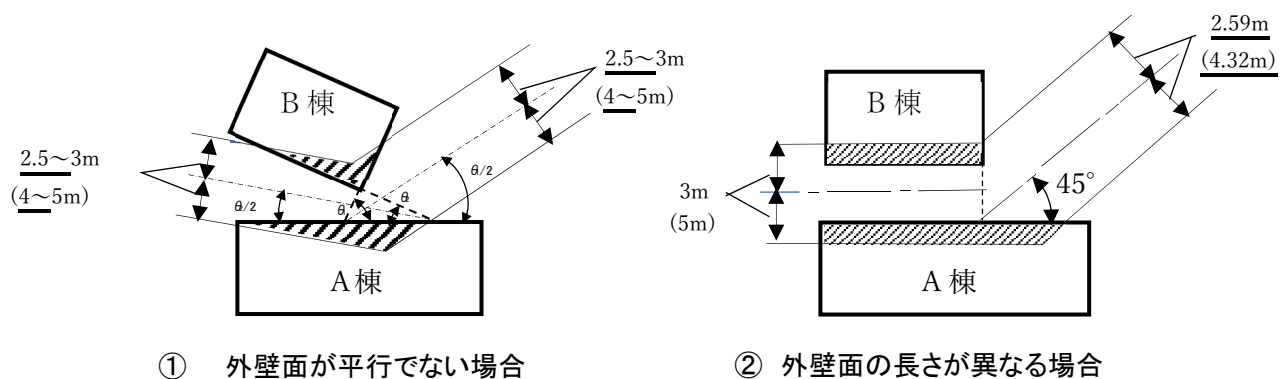
たれ壁⇒垂れ壁

- ・QA の追加

質問と回答	No.1
-------	------

●P2 1)建築物相互間の取扱い

- ・②絵図コメントの加筆・修正



- ・解説下から二行目の加筆・修正
 - ・・・・角度に応じて緩和される部分がある。→・・・角度に応じて隣地境界線等からの距離は決まるが、その距離は同号ただし書口によらず、1階にあっては3m以下、2階以上あっては5m以下とすることができる。

●P3 2) 附属建築物の取扱い

QAの追加

質問と回答	No.2～No.5
-------	-----------

●P6 1) 最上階から数える階数のとり方(耐火性能)

- ・本文3行目修正
 - 5以上で14以内の階⇒5以上で9以内の階
- ・本文3行目修正
 - それぞれ2時間以上⇒それぞれ1.5時間以上
- ・絵図注釈の修正
 - 柱、はり(最上階からの階数 5⇒2時間耐火)⇒柱、はり(最上階からの階数 5⇒1.5時間耐火)
 - 床(最上階からの階数 5⇒2時間耐火)⇒柱、はり(最上階からの階数 5⇒1.5時間耐火)

●P7 2) 吹抜き等があり、部分的に階数が異なる場合(耐火性能)

- ・絵図注釈の修正
 - 柱、はり(最上階からの階数 5⇒2時間耐火)⇒柱、はり(最上階からの階数 5⇒1.5時間耐火)
 - 床(最上階からの階数 5⇒2時間耐火)⇒柱、はり(最上階からの階数 5⇒1.5時間耐火)
 - 柱、はり、床(2時間耐火)⇒柱、はり、床(1.5時間耐火)
- ・解説2行目修正
 - (1時間、2時間等) ⇒ (1時間、1.5時間等)

●P8 3) 耐火建築物の屋根に設けるトップライトの取扱い

- ・解説1行目修正
 - ~~なお、~~耐火建築物の屋根に設けるトップライトは・・・
- ・解説2行目修正
 - ～P.15の表の三号に掲げる～⇒～P.15の表の四号に掲げる～
- ・解説5行目加筆
 - なお、トップライトの開閉は任意であり、排煙口等を兼ねることも可能である。
- ・QAの追加

質問と回答	No.6 (解説に反映済み)、No.7 (解説に反映済み)
-------	-------------------------------

●P10 5) 耐火パネルを支持する下地の構造(外壁)

QA の追加

質問と回答	No.8、No.9
-------	-----------

●P13 8) 高層部と低層部があり、部分的に回数が異なる場合(耐火性能)

・ 絵図注釈の修正

柱、はり、床(2時間耐火)⇒柱、はり、床(1.5時間耐火)

●P14 9) 耐火構造の外壁に木材、外壁断熱材等を施す場合の取扱い

・ 解説6行目に追記

なお、認定耐火構造等に張った場合でも防火上支障がない外装材およびその取り付け方法が、(一社)住宅生産団体連合会「外壁に不燃材料等を張る場合の防火上の取扱いについて」に解説されているので参考にされたい。

・ 解説下から2行目修正

なお、FRP製の表面材で・・・→また、FRP製の表面材で・・・

・ 参考の追加

参考	平成4年3月30日住指発第103号
----	-------------------

・ QA の追加

質問と回答	No.10～No.12、No.13(解説に反映済み)
-------	----------------------------

●P15 10) 耐火構造の屋根の例示仕様について

・ 表の加筆・修正

30分の非損傷性と30分の遮炎性を有する屋根
一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
二 <u>たるきを断面の幅及び高さが、それぞれ、50mm以上及び100mm以上の鉄骨(断面積を加熱周長で除した数値が2.3以上のH形鋼及び溝形鋼並びに鋼材の厚さが2.3mm以上のリップ溝形鋼及び角形鋼管に限る。)</u> で造り、これに次の(1)又は(2)のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、野地板に厚さが25mm以上の硬質木毛セメント板又は厚さが18mm以上の硬質木片セメント板を使用し、厚さが0.35mm以上の鉄板又は鋼板でふいたもの
(1) <u>吹付け厚さが25mm以上の吹付けロックウール(かさ比重が0.28以上のものに限る。)</u>
(2) <u>厚さが25mm以上の繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板(かさ比重が0.35以上のものに限る。))に限る。)</u>
三 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造
四 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふいたもの又は鉄網コンクリート、鉄網モルタル、鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入りガラスで造られたもの
五 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ4cm以上のもの

- 六 軽量気泡コンクリートパネル（ALC板）
- 七 下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が27mm 以上のものに限る。）が設けられたもの

・本文2行目修正

なお、上記第三号に・・・→上記第四号に・・・

・解説2行目修正

屋外面の処理には・・・→屋外面の処理に用いる・・・

・解説3行目に追記

なお、表題の耐火構造の屋根に関わらず、防火地域及び準防火地域における屋根として大臣認定を取得したもの（DR）は、「通常の火災」よりも火の粉が多い「市街地における通常の火災」の性能を求めているため、法第22条区域における屋根の大臣認定（UR）と同等と扱うことができる。

・解説5行目修正

なお、耐火構造の上に・・・ → また、耐火構造の上に・・・

・QA の追加

質問と回答	No.14、No.15(解説に反映済み)
-------	----------------------

●P16 11)耐火性能に関する技術基準について

・表の加筆・修正

表 耐火構造に要求される技術的基準

部分 要件	最上階からの階数	壁					柱	床	はり	屋根	階段
		間仕切壁		外壁							
		耐力壁	非耐力壁	耐力壁	非耐力壁						
					延焼のおそれ						
有	無										
一号：非損傷性※1	1～4	1		1			1	1	1	0.5	0.5
	<u>5～9</u>	<u>1.5</u>		<u>1.5</u>			<u>1.5</u>	<u>1.5</u>	<u>1.5</u>		
	<u>10～14</u>		—		—	—	2		2		
	<u>15～19</u>	2		2			<u>2.5</u>	2	<u>2.5</u>		
	<u>20～</u>					3		3			
二号：遮熱性※2	—	1	1	1	1	0.5	—	1	—	—	—
三号：遮炎性※3	—	—	—	1	1	0.5	—	—	—	0.5	—

・参考の追加

参 考	令和3年6月7日事務連絡、令和5年3月24日国住指第536号
-----	--------------------------------

・QA の追加

質問と回答	No.16
-------	-------

●P18 13) 耐火建築物の主要構造部等

- ・参考の追加

参 考	令和4年5月31日国住指第137号
-----	-------------------

- ・QAの追加

質問と回答	No.17、No.18
-------	-------------

●P19 1) 準耐火構造の性能基準について

- ・参考の追加

参 考	令和3年6月7日国住指第923号
-----	------------------

- ・QAの追加

質問と回答	No.19、No.20
-------	-------------

●P20 1) 屋内側防火被覆の取扱い

- ・解説8行目に追記

なお、小屋裏等の妻壁部分は、軒裏ではなく外壁に該当するためその仕様による必要がある。

- ・QAの追加

質問と回答	No.21(解説に反映済み)、No.22、No.23
-------	----------------------------

●P22 1) 防火設備とみなす袖壁・塀等

- ・解説3行目に追記

上記断面図における防火塀の高さは、令第136条の2第三号及び第四号の規定により「20分間防火設備」の設置が要求される場合は開口部の高さまででよい。

- ・QAの追加

質問と回答	No.24(解説に反映済み)
-------	----------------

●P29 1) 非常用エレベーターの設置免除

- ・タイトルの文言整理

1) 非常用エレベーターの設置免除⇒1) 非常用昇降機の設置免除

- ・図の文言整理 (図内2箇所)

非常用エレベーター⇒非常用昇降機

- ・解説2行目と4行目の文言整理 (解説内2箇所)

非常用エレベーター⇒非常用昇降機

●P30 2) 設置免除に係る床面積の合計及び階数の取扱い

- ・本文1行目の文言整理

～非常用エレベーターの設置が免除されるが⇒～非常用昇降機の設置が免除されるが、

●P31 3) 設置免除に係る法第2条第九号の二口に規定する防火設備の取扱い

- ・表のタイトルの文言整理

非常用エレベーターの設置免除⇒非常用の昇降機の設置免除

- ・解説2行目の文言整理

非常用エレベーター⇒非常用の昇降機

- ・QAの追加

質問と回答	No.25～No.27
-------	-------------

●P32 4) 非常用エレベーターの停止階の取扱い

- ・タイトルの修正

4)非常用エレベーターの停止階の取扱い⇒4)非常用の昇降機の停止階の取扱い

- ・本文1行目、6行目、解説7行目の文言整理

非常用エレベーター⇒非常用の昇降機

- ・本文2行目、解説6行目の文言整理

当該エレベーター⇒当該昇降機

- ・図、図の説明の文言整理（説明内2箇所）

非常用エレベーター⇒非常用の昇降機

- ・QAの追加

質問と回答	No.28
-------	-------

●P33 5) 乗降ロビーと屋内との連絡の免除

- ・本文1行目、6行目の文言整理

非常用エレベーター⇒非常用の昇降機

- ・図の文言整理

非常用エレベーター⇒非常用の昇降機

●P34 6) 乗降ロビーの出入口に設ける戸の開閉方向

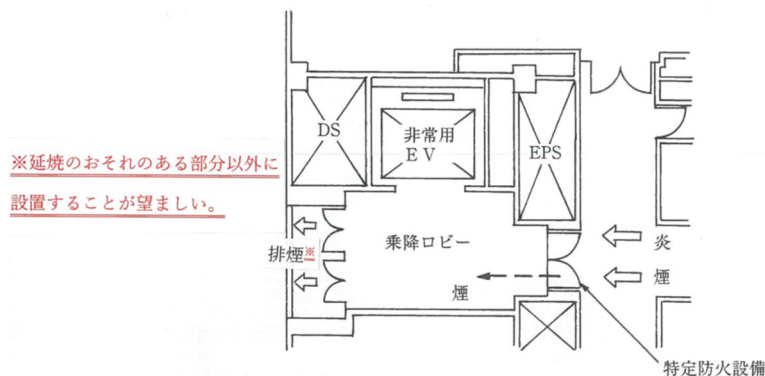
- ・本文2行目の文言整理

非常用エレベーター⇒非常用の昇降機

- ・本文6行目の条項整理

令第123条第3項第九号の規定⇒令第123条第3項第十号の規定

- ・本文図コメントの追加



- ・解説 2 段落目の修正
…協議が望ましい。

また、乗降ロビーは安全性能を有すべき区画として、原則、出入口を除いて耐火構造の壁で囲まなければならないとしている。よって、出入口のための戸（消防設備のための戸、消火ホース用子扉入りの戸及び加圧防排煙方式の圧力調整装置の開口部を含む）に該当しないパイプスペース等の戸や防火シャッターは設けることができない。これは、非常用の昇降機の乗降ロビー兼用付室（屋内避難階段の階段室内、特別避難階段の階段室及び付室も含む）も同様である。

なお、…

- ・図の文言整理
非常用 EV ⇒ 非常用の昇降機
- ・図のタイトルの文言整理
非常用エレベーターの乗降ロビーの設置の例 ⇒ 非常用の昇降機の乗降ロビーの設置の例
- ・解説 2 行目と 9 行目の文言整理（解説内 2 箇所）
非常用エレベーター ⇒ 非常用の昇降機
- ・QA の追加

質問と回答	No.29～No.31、No.32(本文図に反映済み)、 No.33(解説に反映済み)
-------	---

●P35 7) 乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用した場合の必要床面積

- ・解説 1 行目の文言整理
非常用エレベーター ⇒ 非常用の昇降機
- ・QA の追加

質問と回答	No.34
-------	-------

●P39 1) 令第 117 条第 2 項第一号の区画を建築設備等が貫通する場合

- ・解説 6 行目に追記
～と考えられる。なお、上記①の風道には機械排煙の風道は含まれない。
- ・QA の追加

質問と回答	No.35(解説に反映済み)
-------	----------------

●P40 2) ツインビル等の避難規定上の取扱い

QA の追加

質問と回答	No.36
-------	-------

●P41 1) 学校のクラブハウスの廊下の幅

QA の追加

質問と回答	No.37
-------	-------

●P42 1) 直通階段の要件

- ・解説 5 行目に追記

～ケースもある。なお、階段の途中で扉があるケースで、この扉が常時閉鎖で感知器連動開放扉としたとしても、非常(避難)時に必ず開放されている保証はないため避難上支障がないとはいえない。

- ・QA の追加

質問と回答	No.38 (解説に反映済み)、No.39
-------	-----------------------

●P44 3) 歩行距離の緩和における内装不燃化の範囲

QA の追加

質問と回答	No.40
-------	-------

●P46 1) 大規模店舗(床面積の合計が1,500㎡を超えるもの)の取扱い

- ・図下に解説を追加

・複合ビルの場合において、令第 121 条第 1 項第二号で規定する「物品販売業を営む店舗(床面積の合計が 1,500 ㎡を超えるもの)」とは、延べ面積ではなく物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 ㎡を超えるものである。

・令第 122 条第 2 項により、物品販売業を営む店舗(1～3 階に売場有)で、2 つの直通階段(避難階段)を設け、さらに避難階(1 階)から売場(2 階)までの階段を設ける場合、当該階段も避難階段にしなければならない。

- ・QA の追加

質問と回答	No.41 (解説に反映済み)、No.42 (解説に反映済み)
-------	---------------------------------

●P47 2) 避難上有効なバルコニー等の構造

QA の追加

質問と回答	No.43～No.46
-------	-------------

●P50 2) 避難上有効なバルコニー等の構造

QA の追加

質問と回答	No.47、No.48
-------	-------------

●P51 6) 階段の踊場を経由する場合の2方向避難の取扱い

QA の追加

質問と回答	No.49
-------	-------

●P52 1) 避難階段及び特別避難階段の設置免除

・本文の最下行修正・加筆

なお、共同住宅の附属の用途である自転車置場、集会所、床面積が発生する大きな庇の下等、住戸以外の部分で床面積に算入されるものはすべて100㎡以内に区画する必要がある。

・QA の追加

質問と回答	No.25、No.50（本文に反映済み）、No.51～No.54
-------	----------------------------------

●P53 2) 地上階と地階の双方に通ずる避難階段及び特別避難階段の取扱い

・本文2行目の文言整理

物品販売店舗→物品販売業を営む店舗

・QA の追加

質問と回答	No.55～No.57
-------	-------------

●P55 1) 屋外避難階段等の階段室内に設ける昇降機の出入口

本文②1、2行目の文言整理

非常用エレベーター⇒非常用の昇降機

●P57 3) 屋外避難階段の直上・直下にある開口部の取扱い

QA の追加

質問と回答	No.58、No.59
-------	-------------

●P58 4) 屋外避難階段から2m未満の距離に設けるはめごろし戸の取扱い

・解説の追加

平成30年国住指第4608号の条件を満たす連結材については、図①にあるはめごろし戸相互間の部分の耐火構造（非耐力壁）の壁としての扱いを適用できるものとする。

・参考の追加

参考	平成30年3月15日国住指第4608号
----	---------------------

・QA の追加

質問と回答	No.60（解説に反映済み）
-------	----------------

●P61 1) 避難階段等の幅及び避難階段等に通ずる出入口の幅の合計の取扱い

- ・本文①4行目及び②2行目の文言整理
物品販売店舗→物品販売業を営む店舗
- ・図の文言整理（図内4箇所）
物品販売店舗→物品販売業を営む店舗

●P67 1) 令第126条の2第1項本文の解釈

- ・①図の文言整理
物品販売店舗→物品販売業を営む店舗
- ・②図の文言整理（図内2箇所）
たれ壁⇒垂れ壁

●P72 1) 令第126条の2第1項ただし書第三号(階段等)の部分との区画

- ・図イ及びロの文言整理（図内各1箇所）
たれ壁⇒垂れ壁

●P73 2) 吹抜きのある場合の取扱い

- ・図①の文言整理
たれ壁⇒垂れ壁

●P74 3) 個々に間仕切りされた室を同一防煙区画とみなす場合の取扱い

- ・本文1行目修正
間仕切壁の上部が排煙上有効に開放されている場合⇒間仕切壁の上部に排煙上有効な開放部がある場合～
- ・本文2行目修正
ただし、「排煙上有効に開放されている」とは～⇒なお、この「排煙上有効な開放部がある場合」とは～
- ・凡例の修正
排煙上有効な開口部（常開）⇒排煙上有効な開放部（常開）
- ・解説3行目に追記
また、凡例に「排煙上有効な開放部（常開）」とあるが、直接外気に接する排煙口と連動して排煙上有効な開放部が随時開放される場合も適用は可能である。
- ・QAの追加

質問と回答	No.61、No.62、No.63(解説に反映済み)
-------	----------------------------

●P75 4) 防煙区画間の仕様

- ・本文③1 行目の「不燃材料の戸」の後ろに追記
(不燃材料で造り、又は覆われたもの)

・QA の追加

質問と回答	No.64 (本文に反映済み)、No.65、No.66
-------	-----------------------------

●P76 1) 防煙垂れ壁に使用するガラスの取扱い

QA の追加

質問と回答	No.67
-------	-------

●P78 1) 排煙上有効な開口部(自然排煙口)の取扱い

QA の追加

質問と回答	No.68 (本文に反映済み)
-------	-----------------

●P81 2) 平 12 建告第 1436 号の第四号イの適用の範囲(住宅等)

QA の追加

質問と回答	No.69
-------	-------

●P82 3) 平 12 建告第 1436 号の第四号ハの適用の範囲(車庫等)

QA の追加

質問と回答	No.70
-------	-------

●P83 4) 平 12 建告第 1436 号の第四号ニ及びホの適用の範囲

- ・本文②3 行目の後ろに追記
なお、平 12 年建告第 1436 号第四号ニ (二) の規定は 100 m²以下の室に適用できるものであり、100 m²を超える室(廊下)を 100 m²以内ごとに防煙壁で区画しても適用できない。
- ・本文③3 行目の文言整理
物品販売店舗→物品販売業を営む店舗

・QA の追加

質問と回答	No.71~No.78、No.79 (本文に反映済み)
-------	-----------------------------

●P84 1) 公衆浴場等の浴室・脱衣室の取扱い

QA の追加

質問と回答	No.80 (本文図に反映済み)
-------	------------------

●P90 2) 物品販売店舗の店内通路の取扱い

- ・タイトル、本文 1 行目、図のタイトル、解説 1 行目の文言整理
物品販売店舗→物品販売業を営む店舗

●P92 1) 歩行距離が 30mを超える大部屋の取扱い

QA の追加

質問と回答	No.81
-------	-------

●P94 1) 非常用の進入口又は代替進入口を設置すべき外壁面

QA の追加

質問と回答	No.82～No.84
-------	-------------

●P95 2) 共同住宅に設ける代替進入口の特例

・本文①の修正

共同住宅における代替進入口は、階段室・バルコニー・廊下のいずれかを經由して各住戸へ進入できるものとし、次のいずれかに該当すればよいものとする。

⇒ 次の(1)から(4)の各住棟において、それぞれ①から③のいずれかに該当するものとした場合は、その他の外壁面に窓その他の開口部を設けなくても代替進入口を設置したものと同等と扱うことができる。

なお、①から③における各住戸のバルコニー、階段室の踊場及び廊下については、道又は道に通ずる幅員 4 m以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に設け、かつ、進入可能なものとしなければならない。

・QA の追加

質問と回答	No85、No.86、No87(本文に反映済み)
-------	--------------------------

●P97 1) 非常用の進入口又は代替進入口の配置

QA の追加

質問と回答	No.83
-------	-------

●P98 2) 代替進入口の「進入を妨げる構造」の取扱い

QA の追加

質問と回答	No.86、No.88、No.89 (解説に反映済み)
-------	-----------------------------

●P99 1) 敷地内の通路の取扱い

・本文②5行目の後に追加

・ やむを得ず、通路部分に換気ダクトを設ける場合は、外壁貫通部に防火ダンパーを設け、かつダクトを板厚0.8mm以上の鉄製とし、吹出口を通路上空部の外壁面より突出した形状とすること。

・本文10行目に加筆

・ 通路部分は、外気に十分開放されていること (屋根等の先端から隣地境界線までの水平距離は原則50 c m以上) 。

・QA の追加

質問と回答	No.90、No.91 (本文に反映済み)、No.92 (本文に反映済み)、No.93～No.95
-------	---

●P100 1) 火災の発生の恐れが少ない室

・該当法令の追加

令第128条の6、第129条、第129条の2

●P101 2) 階避難安全検証法

・本文下から6行目の文言整理

たれ壁⇒垂れ壁

●P102 3) 居室の出口の1に達するまでに要する歩行時間

・該当法令の追加

令第128条の6、第129条

・関連告示の追加

関連告示	令和2年4月1日国交告第509号、令和2年4月1日国交告第510号
------	-----------------------------------

●P103 4) 滞留の解消時間

・該当法令の追加

令第128条の6、第129条

・関連告示の追加

関連告示	令和2年4月1日国交告第509号、令和2年4月1日国交告第510号
------	-----------------------------------

●P104 5) 在館者密度

・該当法令の追加

令第128条の6、第129条

・関連告示の追加

関連告示	令和2年4月1日国交告第509号、令和2年4月1日国交告第510号
------	-----------------------------------

●P105 6) 火災成長率

・該当法令の追加

令第128条の6、第129条

・関連告示の追加

関連告示	令和2年4月1日国交告第509号、令和2年4月1日国交告第510号
------	-----------------------------------

●P106 7) 階ごとの検証範囲

・該当法令の削除

令第129条、第129条の2

●P110 1) 調理室等とその他の部分とが一体である室の内装制限

- ・本文2行目、4行目、図、解説1行目の文言整理

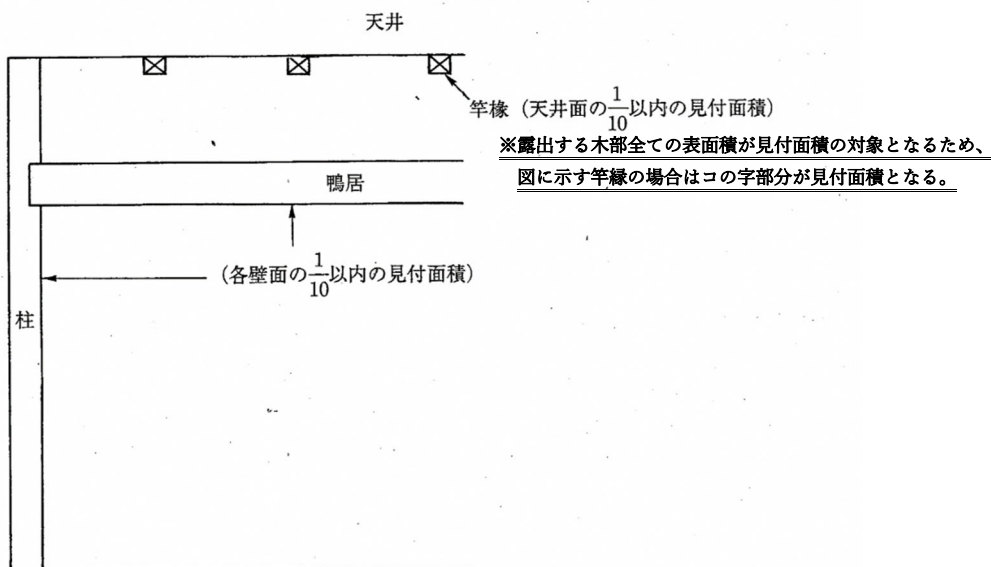
たれ壁⇒垂れ壁

- ・QAの追加

質問と回答	No.131
-------	--------

●P112 3) 内装制限における柱・はり等の取扱い

- ・図に追記



- ・QAの追加

質問と回答	No.96 (本文図に反映済み)、No.97
-------	------------------------

●P113 4) 共同住宅の集会室等及び複合用途建築物内の住戸部分の内装制限

- ・解説の修正

令第128条の5第1項により、共同住宅の住戸部分は200㎡以内ごとに防火区画されていれば内装制限が免除されるが、共同住宅の住戸以外の集会室、管理室等の居室については、特段の規定はない。しかし、共同住宅の一部であることから、法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物の部分なので100㎡以内ごとに防火区画すれば内装制限を緩和できることとした。

- ・QAの追加

質問と回答	No.25
-------	-------

●P115 1) 屋外階段と屋外避難階段の取扱い

- QAの追加

質問と回答	No.58、No.98 (解説に反映済み)
-------	-----------------------

●P118 4) 屋外階段の幅及び蹴上げ・踏面の寸法等の取扱い

QA の追加

質問と回答	No.99
-------	-------

●P121 1) 大規模なひさしを有する倉庫・工場等の取扱い

・解説 2 行目の後に追記

なお、ひさしの下に柱がある場合でも、十分に外気に開放されていれば同様に取扱うことができる。

また、倉庫・工場の荷捌きスペースと同様に取扱うことができるものとして、物品販売業を営む店舗の荷捌きスペースも該当する。

・QA の追加

質問と回答	No.100(①と②は解説に反映済み)
-------	---------------------

●P122 2) 用途上やむを得ない場合の取扱い

・解説 3 行目の後に追記

なお、令第 112 条第 6 項の例外規定についても同様に、「用途上やむを得ない場合」において適用することが望ましい。

・解説下から 4 行目修正

なお、「その他これらに類する用途に・・・→また、その他これらに類する用途に・・・

・QA の追加

質問と回答	No.101～No.103、No.104（解説に反映済み）
-------	-------------------------------

●P123 1) 自主的に主要構造部を耐火構造等とした建築物の取扱い

QA の追加

質問と回答	No.105、No.106
-------	---------------

●P124 2) 小規模な廊下・通路等と一体となった階段室の取扱い

・解説欄の追加

上記の取扱いは、小規模な廊下を含む階段室を想定しており、住戸数に関わらず、ホール又は廊下が階段室の一部とみなせなければ階段の区画が必要となる。



・QA の追加

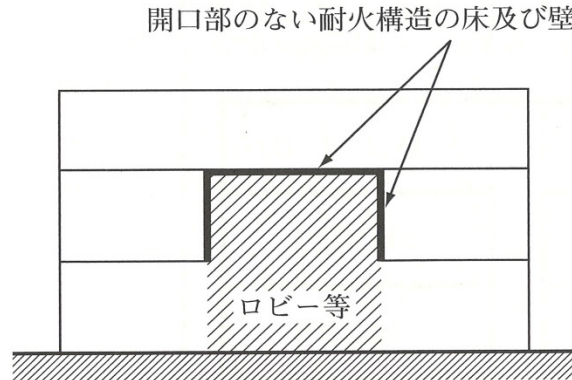
質問と回答	No.107、No.108（解説に反映済み）
-------	------------------------

●P126 4) 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きの範囲

・解説 2 行目以降の修正・加筆、図の追加

～仕上げ及び下地（壁にあっては仕上材のボード類を取り付ける間柱や胴縁、天井にあってはつり木や野縁）を不燃材料とすることで～避難の安全性を確保するものである。

また、右図のように2層にまたがる部分（）の2層上部の部分が他の部分と開口部のない耐火構造の床及び壁で区画されている場合は、部分は吹抜き部分として扱わない。なお、中間階における同様のケースも吹抜き部分としては扱わない。



・QA の追加

質問と回答	No.109、No.110、No.111（解説に反映済み）、No.112、No.113
-------	---

●P127 5) 店舗等3階建て兼用住宅の竪穴区画

・QA の追加

質問と回答	No.114、No.115
-------	---------------

●P128 6) 昇降路の壁等を有しないエレベーターの竪穴区画の取扱い

・QA の追加

質問と回答	No.116～No.118
-------	---------------

●P130 1) 物品販売店舗と飲食店舗との異種用途区画の取扱い

・タイトルの文言整理

物品販売店舗→物品販売業を営む店舗

・QA の追加

質問と回答	No.119～No.121
-------	---------------

●P131 1) パイプスペース等における点検・検針用の戸の取扱い

・解説3行目の後に加筆

耐火構造又は準耐火構造の壁、床で区画され、常時施錠状態の鋼製の戸を設けたパイプスペースにおいては、屋外避難階段内に設けることができるが、屋内避難階段の場合、階段内部に設けるパイプスペース等の点検扉は、「その階段に通ずる出入口以外の開口部」に該当するため、常時施錠状態の鋼製の戸であっても設けることはできない。特別避難階段の階段室及び付室内、非常用の昇降機の乗降ロビー内も同様に設けることはできない。

・QA の追加

質問と回答	No.33(解説に反映済み)、No.122(解説に反映済み)
-------	--------------------------------

●P133 1)防火区画を構成する床・壁の範囲

QA の追加

質問と回答	No.9
-------	------

●P134 1) 界壁の範囲及び構造

QA の追加

質問と回答	No.123 (解説に反映済み)、No.124 (本文に反映済み)
-------	-----------------------------------

●P135 1) 防火上主要な間仕切壁

- ・本文 14 行目の加筆

火気使用室 (発熱量は関係なし) とその他の部分を区画する壁。

- ・解説 3 行目の加筆

火気使用室 (発熱量は関係なし) とその他の部分を区画する壁である。

- ・QA の追加

質問と回答	No.125～No.130、No.131 (解説に反映済み)、No.132、No.133
-------	--

●P136 2) 間仕切壁を準耐火構造としない場合の「避難上有効なバルコニー」について

QA の追加

質問と回答	No.133
-------	--------

●P138 1) 簡易な構造の建築物の指定について

- ・解説欄の追加

①イeの火災の発生のおそれが少ないもので、不燃性の物品保管以外の具体的な用途としては、P160の第二号（不燃性の物品を取り扱う荷捌き場その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途）がこれに該当する。

- ・QA の追加

質問と回答	No.134(解説に反映済み)
-------	-----------------